第二号様式の記載上の注意(66)c	四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書	四半期連結損益計算書
第二号様式の記載上の注意(67)a	財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近２事業年度財務諸表という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。	最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。
第二号様式の記載上の注意(67)e	係るもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	係るもの
第二号様式の記載上の注意(67)f	最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。	最近２連結会計年度に係る連結財務諸表
第二号様式の記載上の注意(67)g	最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	最近２事業年度に係る財務諸表
第二号様式の記載上の注意(68)	最近事業年度末現在における貸借対照表（(67)ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。	最近２事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。
第二号様式の記載上の注意(69)a	最近事業年度の損益計算書（(67)ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。	最近２事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。
第二号様式の記載上の注意(70)	最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67)ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。	最近２事業年度の株主資本等変動計算書を掲げること。
第二号様式の記載上の注意(71)	最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67)ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。	最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。
第二号様式の記載上の注意(83)	第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	第二部に掲げたもの以外のもの

第二号様式の記載上の注意(10－１)a	財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近２事業年度財務諸表という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。	最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。
第二号様式の記載上の注意(10－１)b	最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。	最近２連結会計年度に係る連結財務諸表
第二号様式の記載上の注意(10－１)c	最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。	最近２事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。
第二号の六様式の記載上の注意(8)a	(p)	(o)
第二号の七様式の記載上の注意(53)b	最近２事業年度（連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度（最近２事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度））のもの（附属明細表については最近１事業年度のもの）	最近２事業年度（附属明細表については最近１事業年度）のもの
第二号の四様式の記載上の注意(10－２)	最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。	最近２連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。
第二号の四様式の記載上の注意(10－４)	最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。	最近２事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。
第二号の六様式の財務諸表等の企業の状況に関する事項の(1)１の連結損益及び包括利益計算書	②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】	②【連結損益計算書】
第二号の七様式の財務諸表等の企業の状況に関する事項の(1)１の連結損益及び包括利益計算書	②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】	②【連結損益計算書】